(5)　原子力災害事前対策

関係地方公共団体等は、新たな緊急事態の発生に備えて当該特定原子力施設の現状を踏まえた合理的な原子力災害事前対策を用意する観点から、次の点にも留意しつつ、前記(1)の考え方に基づく予防的な防護措置が的確に実施されるよう、地域の実情を勘案して必要な準備を順次進める。

・当該特定原子力施設から放射性物質が放出される事態を施設の現状を踏まえて合理的に想定すれば、原子力災害事前対策を用意する上では、前記(1)の考え方に基づいて放射性物質の放出前に講じられる予防的な防護措置で足りること。

第6　今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題

本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

・実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る緊急事態区分及びＥＡＬ、原子力災害対策重点区域の範囲並びにオフサイトセンターの在り方

・ＩＡＥＡが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのＯＩＬの算出、ＯＩＬの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくＯＩＬの設定の在り方

・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方

・透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

第7　結び

そもそも防災とは、新たに得られた知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。本指針についても、このような観点から、今後の検討結果に加えて、地方公共団体の取組状況や防災訓練の結果等を踏まえ継続的な改定を進めていくものとする。

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法(昭和24年法律第188号)第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年5月18日

国土交通大臣　太田　昭宏

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	20cm相当	平成26年	ＣＫＴ－2014－3	利島地区	デジタル	12枚
〃	〃	〃	ＣＣＢ－2014－3	神子元島地区	〃	3枚
〃	〃	〃	ＣＣＧ－2014－3	見島地区	〃	18枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ－2014－6	白島地区	〃	16枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ－2014－7	姫島地区	〃	7枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ－2014－8	沖ノ島地区	〃	7枚

備考　空中写真の刊行日　平成27年5月19日

